

みんなの森・里山整備事業実施要領

第1 趣旨

市町村、学校及び団体（以下「市町村等」という）の構成員等が自ら実施する公共用地での緑地造成を支援することにより、住民参加の緑化推進運動の推進と拡大を図る。

なお、本事業の実施に当たっては、緑の募金実施要綱（以下「要綱」という）及びこの要領の定めるところによる。

第2 定義等

- 1 この要領で「団体」とは、自治会、ボランティア団体等の任意団体をいう。
ただし、市町村は、原則として地域住民の参加を得て実施するものとする。
- 2 この要領で「公共用地」とは、集会場、駅前広場、学校等、地域住民に公開され、住民生活に密接な結びつきがあるもので、土地所有者及び管理者の承諾を得た土地をいう。
- 3 この要領で「団地」とは、緑地を造成する区域をいう。
ただし、運動場等の周囲に帯状に植栽する場合は、その状況から、運動場等を含めて緑地として捉えられないので延長扱いとする。
- 4 この要領で「延長」とは、並木等で帯状に植栽する場合の帯の「長さ」をいう。
原則として道路に植栽される街路樹は除く。
- 5 この要領で「事業費」とは、第3で定める経費であって、しかも、交付の対象となる経費をいう。
- 6 植栽樹種及び本数については特に制限しない。
ただし、植栽樹木は当該植栽地で確実に成育するもので成木は対象としない。また、団地の部分植栽及び補植は認めない。

第3 事業区分、事業費及び交付額

本事業に係る事業区分（タイプ）、事業費及び事業区分毎の交付額は次のとおりとする。

事業区分		事業費	交付金額
タイプ	植栽面積もしくは延長		
I	1 団地の面積がおおむね200㎡以上 もしくは延長がおおむね100m以上	本事業の実施に要する経費の内、苗木・肥料等の資材及び 標注の経費であって、総額20万円以上	20万円以内
II	1 団地の面積がおおむね500㎡以上 もしくは延長がおおむね250m以上	本事業の実施に要する経費の内、苗木・肥料等の資材及び 標注の経費であって、総額30万円以上	30万円以内

第4 交付金の交付申請

要綱第6条に基づき、交付を受けようとする市町村等は、緑の募金認定申請書（様式－1）1部に次の関係書類各1部を添えて、理事長に提出するものとする。

- （1）事業計画書（様式－2）
- （2）事業地の位置図（様式－3）
- （3）配植図（様式－4）
- （4）事業計画地の写真（全景及び植栽主要部の部分写真）

第5 交付金の交付決定

要綱第7条に基づき適当と認めるときは、理事長は緑の募金事業認定（交付決定）通知書（様式－5）により、当該市町村等に通知するものとする。

第6 事業計画変更の承認

交付決定を受けた市町村等は、当該事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式－6）1部を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、事業内容等が適正であり、交付対象事業費の減額が30%を越えない軽微な変更は除く。

第7 指示及び検査

理事長は、交付決定を受けた市町村等に対して必要な指示をし、書類、帳簿等の検査を行うことが出来る。

第8 交付金の交付請求

要綱第8条に基づき、交付決定を受理した市町村等は、緑の募金事業交付金交付請求書（様式－7）一部を理事長に提出するものとする。

第9 実績報告

要綱第11条に基づき、当該事業を完了した市町村等は、速やかに緑の募金事業実施報告書（様式－8）1部に関係写真（資材の確認、標柱設置の写真並びに着工前、作業中及び事業完了写真）及び領収書の写しを添えて、理事長に提出するものとする。

第10 補植及び手入れ等

交付金を受けた市町村等は、次の各号に掲げる事項を履行しなければならない。

（1）植栽木が枯損したときは、必要な補植を行うこと。

（2）植栽後の手入れ等の管理は、責任を持って行うこと。

第11 事業期間等

事業期間は、助成金交付決定の日から、その年度の3月31日までとする。ただし、事前着手届（様式－9）の提出があった場合は、この限りではない。

付則

1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。

2 一部改正 平成16年4月1日

3 " 平成18年4月1日

4 " 平成20年4月1日

5 " 平成23年4月1日

6 " 平成25年4月1日

7 " 平成31年4月1日

8 " 令和 7年4月1日